

## 会報2月号の目次について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

西尾労働基準協会ホームページ

2月1日(火)掲載



### 「お知らせ」

- ◇ 2021無災害表彰、優良従業員表彰の推薦受付  
案内と申請書を再度添付します 2022年2月25日締め切りです
- ◇ テレワーク導入促進無料講演会 延期で調整中です。  
タイトル改め(仮称)  
SDGs・働き方改革・少子高齢化  
企業の長期安定的な存続を目指して  
開催日 2022年7月22日(金) 14:00開演  
場所 西尾市文化会館小ホール
- ◇ <西尾開催>愛知労働局リスクアセスメント出前講座開催報告  
～国際的な安全の定義に沿って、論理的/科学的な安全活動の推進をご一緒に～  
今回44社に推進宣言頂く 今後は全会員に輪を広げます

全国最新事例  
のご紹介

### 「会報」

- ◇ 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます
- ◇ 監督署の窓 副業・兼業について
- ◇ 法定安全教育/技能講習会の2022年度年間計画  
・西尾 ・岡崎 ・刈谷 ・豊田
- ◇ 労働災害防止
  - 労働災害発生状況 西尾 愛知県
  - 西尾管内12月度災害分析  
8年ぶりの死亡災害ゼロを達成 対象2021年1月～12月

### 「講習・セミナー」

- ◇ 2022年3月講習会開講のご案内  
西尾 西三河(岡崎、刈谷、豊田) 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム  
西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

# 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

～義務化に先立ち、ユーザーによるテストができます～

令和2年(2020年)7月に改正石綿障害予防規則が公布され、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行う際にあらかじめ行う、石綿等の使用の有無の調査(事前調査)について様々な規制強化が図られました。

改正石綿障害予防規則は、令和3年4月1日等から順次施行されていますが、新たに令和4年4月1日より、対象工事を行う際にあらかじめ「事前調査の結果等の報告」を行うことが必要となります。

同報告は、原則として電子システム(石綿事前調査結果報告システム)を使用して労働基準監督署に行うこととされており、このシステムを使用すれば、自治体への報告も同時に行うことができます。

報告が必要な工事は、

**解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事**

**請負代金が100万円以上の建築物の改修工事**

**請負代金が100万円以上**の下記工作物の解体工事又は改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

**総トン数が20トン以上の船舶**に係る解体工事又は改修工事〔省令改正作業中(令和4年4月1日施行予定)〕

です。

なお、石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です。また、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要があります。

また、石綿事前調査結果報告システムの本運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用し、操作に慣れていただくためのユーザーテストが実施されますので、システムの利用に向けた準備をお願いします。

ユーザーテスト期間(予定)

令和4年1月18日(火)～2月18日(金)

ユーザーテストの対象者

システムを利用予定のすべての事業者の方

システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(ユーザーテストの開始までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます)

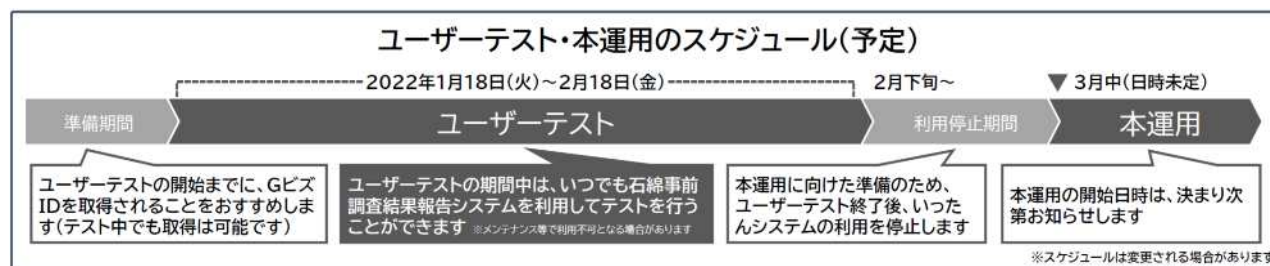
操作マニュアル等システムに関する情報は、石綿総合情報ポータルサイト(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>)から入手できます。



さらに、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G ビズ ID」を取得していただく必要があります。ユーザーテストに参加いただく場合にも G ビズ ID が必要となりますので、早めに取得されることをお勧めします。G ビズ ID の申請・発行に関することについては、<https://gbiz-id.go.jp> からご確認をお願いします。



上記工事を施工される事業者の方はもとより、工事を発注する事業者の皆様におかれましても、事前調査の実施及び事前調査の結果等の報告が円滑に行われますよう、ご準備とご配慮をお願いします。



## 副業・兼業について

### 1 副業・兼業の促進等について

平成 29 年 3 月の「働き方改革実行計画」において、「労働者の健康確保に留意しつつ、原則、副業・兼業を認める方向で普及促進を図る」ことを閣議決定し、副業・兼業の普及促進を図るという方向性が示されました。

その背景は、少子高齢化・人生 100 年時代の中で多様な就業機会を保障、創造性・生産性の向上、人手不足対策などによる社会的必要性からなるものでした。

しかしながら、多くの企業では、本業への支障、情報漏洩・競業行為等への懸念とともに、労働時間規制がリスク要因となって、副業・兼業を禁止又は許可制としていました。

このため、厚生労働省では、平成 30 年 1 月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、「副業・兼業の自由」を原則として、会社への届出制とする中で、本業への支障や秘密漏洩等の懸念事項に対応しましたが、労働時間規制をめぐる懸念が残り、副業・兼業が大きく広がりませんでした。

このことから、労働者の健康を確保し、労働者から企業への申告制度等を整備し、労使ともに安心して副業・兼業を行うことができるような制度を整える観点から、令和 2 年 9 月にガイドラインが改定されました。

今回は、このガイドラインの概略について説明します。

### 2 副業・兼業の促進に関するガイドラインについて

令和 2 年 9 月に改定されたガイドラインには、労働時間の通算についての原則的な方法に加えて、簡便な労働時間管理の方法(管理モデル)が示されました。

また、副業・兼業を実施するにあたっては、労働時間管理以外にも副業・兼業に関する届出様式や就業規則の改正などが必要になります。

ガイドラインには、労働時間管理方法以外にモデル就業規則や副業・兼業に関する届出様式なども記載されていますので参考にいただければと思います。

ガイドラインや様式例などは、厚生労働省のホームページで確認することができます。



副業・兼業の促進に関する  
ガイドライン  
わかりやすい解説

ガイドラインのほか、  
副業・兼業に関する各  
種情報がまとめて掲  
載されています。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

### 3 就業規則の整備

上記 1 でも説明しましたが、副業・兼業の自由を原則として、副業・兼業については会社への届出制とすることが望まれています。

裁判例において、労働時間以外の時間をどのように利用するかは基本的には労働者の自由であること、例外的に企業がこれを禁止又は制限できるとされた場合として

労務提供上の支障がある場合

業務上の秘密が漏洩する場合

競業により自社の利益が害される場合

自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

が示されています。

これらを踏まえた就業規則について、ガイドラインのパンフレット等に記載されていますので参考にしてください。

### 4 労働時間の通算について

労働基準法第 38 条第 1 項で「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されています。

よって使用者は、副業・兼業先での労働時間を通算して労働時間を管理し、また、対象者が長時間労働になって健康障害を生じさせることがないように配慮することが求められます。

副業・兼業先での労働時間は、労働者からの申告等により確認・把握することが考えられます(実労働時間の報告手続等について事前に労使で合意しておくことが考えられます)。

なお、労働基準法上の時間外労働(法定労働時間(原則は週 40 時間、1 日 8 時間)を超えて働かせた時間)の考え方について、概略は以下のとおりです。

### STEP1

所定労働時間(労働契約で定めた労働時間)を通算する。

所定労働時間の範囲内で労働させたことにより法定労働時間を超えた場合は、後から労働契約を締結した使用者が当該超えた時間を時間外労働と扱う(自社の36協定の延長時間の範囲内とし、割増賃金を支払う)。

例1 先にA社が5時間、後でB社が4時間の契約

B社所定 4H		A社所定 5H		計 9H
3H	1H	5H		
8時	12時	13時	18時	

B社の時間外労働

時間的な前後関係では、A社のラスト1時間が1日について8時間を超える時間となるが、B社は既にA社で5時間の所定がある日に追加で4時間の契約をしたため、これにより8時間を超えることとなった時間について時間外労働の責任を負うこととなる。

### STEP2

所定外労働時間を通算する。

所定外労働があった場合は、STEP1(所定労働時間の通算)の後、所定外労働時間を実施順に通算していき、法定労働時間を超えた時間のうち、自ら行わせた所定外労働時間について時間外労働と扱う。

例2 先にA社が3時間、後でB社が3時間の契約

B社			A社			計 12 H
早出 3H	所定 3H		所定 3H	残業 3H		
2H	1H	3H	3H	3H		
6時	9時	12時	13時	16時	19時	

B社の時間外労働                      A社の時間外労働

( ・ ) の順で労働時間を通算する。

までで1日のついでの原則的な法定労働時間(8時間)に達し、以降が時間外労働となる。

注)以上の例は、通常の労働時間制度における考え方ですが、各使用者において時間外労働と扱うべき時間は、「自社の労働時間制度における法定労働時間を超える時間」となります。

## 5 最後に

ご不明点はお気軽に岡崎労働基準監督署西尾支署 監督係(☎0563-57-7161)にご相談ください。

## 令和4年度(2022年度) 技能講習、特別教育、安全教育(案)

## 技能講習(愛知労働基準協会主催)

月 度	対象	労働安全衛生法	令和4年 2022年										令和5年 2023年			受講料	内訳 上:受講 中:テキ 下:食事	食事有無		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
フォークリフト 31H (4日)	従事者	第61条			9学 14,15 16,17 21,22 25,26				30学			4,5 6,7 11,12 15,16						33,550 円	31,000 1,650 900	学科:昼食あり 実技:各自持参
ガス溶接作業 (2日)	従事者	第61条							8学 10									14,680 円	12,900 880 900	学科:昼食あり 実技:各自持参
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日)	監督者	第14条	6,7 13,14 20,21		会員皆様のニーズに基づいて追加します													15,580 円	11,800 1,980 1,800	学科:昼食あり

## 特別教育(西尾労働基準協会主催)

アーク溶接 (3日)	従事者	第59条 3項									8,9 12						会員 22,400 円 非会員 27,400 円	19,500 1,100 1,800	学科:昼食あり 実技:各自持参
自由研削といし (1日)	従事者	第59条 3項									18						会員 10,200 円 非会員 15,200 円	8,880 1,320 0	各自持参
フルハーネス型墜落制止用 器具(建災防西尾主催) (1日)	・発注者 ・従事者	第59条 3項					3										10,710 円	9,900 810 0	各自持参

## 安全教育(西尾労働基準協会主催)

色付けの教育は、愛知労働局の安全方針『危なさと向き合おうAction100in愛知』に沿った内容になっています。  
すぐ各事業所様が活用できるよう①事例でご説明し、②一部の資料は各社に合った形に修正できる電子データでお渡ししています。

安全衛生推進者養成 (2日)	管理者 10~49名	第12条 2項	2022年未実施 2023年より再開 (全産業向けに編集予定)												会員 18,700 円 非会員 23,700 円	15,470 1,430 1,800	学科:昼食あり			
安全管理者選任時 (1日)	管理者 50名以上	第11条				29								27			会員 19,600 円 非会員 24,600 円	16,550 1,650 1,400	学科:昼食あり 夕軽食あり	
職長・現場監督者安全衛生 (2日)	監督者	第60条												8,9			会員 15,200 円 非会員 20,200 円	12,520 880 1,800	学科:昼食あり	
異常処置/RA (1日)	従事者	第59条 他			24	3年限定で、最終開催												会員 8,800 円 非会員 13,800 円	7,900 0 900	学科:昼食あり
雇入時(新入者)安全衛生 (1日)	新入者	第59条													29		会員 8,000 円 非会員 13,000 円	6,220 880 900	学科:昼食あり	

## 2022年度 岡崎労働基準協会開催の講習等のご案内

※全講習昼食のご用意はありません。

※この予定表は、変更する場合があります。HP等でご確認ください。(2021.12.27現在)

岡崎労働基準協会HP: <http://www.okazaki-rouki.com>

講習会等の内容	受講料
<b>新入社員等雇入れ時の安全衛生講習会</b> 4月12日(火) 会場: 岡崎コンファレンスセンター 中会議室	会 員 7,250円 非会員 10,250円
<b>安全管理者選任時研修</b> 1回目 5月17日(火)・18日(水) 会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター 2回目 9月実施予定	会 員 18,150円 非会員 21,150円
<b>有機溶剤作業主任者技能講習 (刈谷労働基準協会主催)</b> 1回目 6月20日(月)・21日(火) 会場: 岡崎コンファレンスセンター 中会議室 2回目 12月5日(月)・6日(火) 会場: 岡崎市竜美丘会館	12,980円
<b>低圧電気取扱特別教育</b> 6月28日(火)・29日(水) 会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 14,100円 非会員 18,100円
<b>衛生管理者受験準備勉強会</b> 6月8日(水)・9日(木)・10日(金)・24日(金) 会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター	第1種 33,000円 第2種 30,000円
<b>玉掛け技能講習・クレーン(5t未満)運転業務特別教育併合講習 (日本クレーン協会主催)</b> 1回目 学科: 6月15日(水)・16日(木)・17日(金) 実技: 受付時に決定 2回目 学科: 11月実施予定 実技: 受付時に決定 学科会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技会場: 日本クレーン協会半田教習センター	一 般 32,500円 特例免除 30,500円 クレーン協会員は別途
<b>職長・現場監督者安全衛生教育</b> 1回目 6月22日(水)・23日(木) 会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター (希望者には安責カリキュラム追加し、2時間延長します: 受講料は4,000円追加されます) 安全衛生責任者コースを希望の方は、6月22日の終了時間が2時間20分遅くなります 2回目 10月実施予定 (2回目は安全衛生責任者コースは設定していません)	会 員 12,300円 (安責追加: 16,300円) 非会員 15,300円 (安責追加: 19,300円)
<b>産業用ロボット(教示・検査)特別教育</b> 1回目 学科: 7月5日(火)・6日(水) 実技1日: 7月7日(木) or 8日(金) 2回目 学科: 11月実施予定 学科会場: 岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技会場: トヨタグローバル安全衛生教育センター	会 員 31,250円 非会員 35,250円
<b>床上操作式クレーン運転技能講習 (日本クレーン協会主催)</b> 学科: 9月実施予定 実技: 受付時に決定	一 般 31,000円 特例免除 29,000円 クレーン協会員は別途
<b>乾燥設備作業主任者技能講習 (愛知労働基準協会主催)</b> 9月実施予定	13,340円
<b>はい作業主任者技能講習 (愛知労働基準協会主催)</b> 10月実施予定	12,895円

※コロナ対応等により会場確保が困難となり、会場変更或いは開催中止とする場合があります。ご容赦ください。

※全講習について、弁当はありません。昼食は各自でご用意ください。

(持参した昼食を講義室等で静かに飲食することは可能です)

※受講料に係るテキストの改訂による価格変更時は、受講料が変わる場合があります。

※有機溶剤等の「技能講習」は試験があります。修了証は、実施主体(「指定講習機関」)である刈谷労働基準協会、愛知労働基準協会、日本クレーン協会発行のものとなります。

◎当岡崎労働基準協会主催の講習について、協会員の方は会員価格となります。  
 非会員の方でも申込時に加入いただければ、会員価格が適用されます。

# 2022年度 技能講習、特別教育、その他の講習会 年間予定表

一般社団法人 刈谷労働基準協会 TEL 0566-21-6337

技能講習	月 度												受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	昼食代 (消費税込)	合 計
	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月				
フォークリフト 31H (4日)	1,2 3,9	13,14	3,4 5,11	1,2 3,9	5,6 7,13	2,3 4,10	7,8 9,15	4,5 6,12	2,3 4,10	6,7 8,14	3,4 5,11		30,800 円	1,650 円	(学科のみ) 500 円	32,950 円
プレス機械作業主任者 (2日)		10,11			4,5			7,8			9,10		11,550 円	1,540 円	(2日分) 1,000 円	14,090 円
有機溶剤作業主任者 (2日)	11,12		● 20,21(岡崎)	4,5	8,9	14,15	17,18	9,10	5,6(岡崎) 12,13	16,17	20,21	13,14	11,000 円	1,980 円	刈谷 1,000 円 岡崎 各自持参	13,980 円 12,980 円
特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者 (2日)	4,5 14,15	23,24	7,8 ●	27,28	23,24	5,6	11,12	14,15	22,23	26,27	13,14	22,23	11,000 円	1,980 円	(2日分) 1,000 円	13,980 円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (3日)		16,17 18		13,14 15		28,29 30		28,29 30			15,16 17		15,400 円	2,310 円	(3日分) 1,500 円	19,210 円
石綿作業主任者 (2日)						26,27			7,8			28,29	10,450 円	1,980 円	(2日分) 1,000 円	13,430 円

特別・その他教育	月 度												受講料 (テキスト代・消費税・昼食代含む)		備考	
	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月	会員	非会員		
自由研削といし (1日)		25					19					14	10,800 円	13,800 円		
機械研削といし (2日)				●				●				●	14,200 円	17,200 円	昼食 学科のみ	
プレス金型取替調整 (2日)			●			●			●			●	14,200 円	17,200 円	昼食 学科のみ	
アーク溶接 (3日)		●			●				●				20,000 円	23,000 円	昼食 3日分	
粉じん (1日)		30			10			8				6	8,700 円	11,700 円		
低圧電気取扱 (2日)	27,28		14,15	19,20	30,31	20,21	25,26	24,25	20,21	24,25	7,8	7,8	16,000 円	19,000 円	昼食 2日分	
フルハーネス型墜制止用器具 (1日)		31		12		16		18				22	9,700 円	12,700 円		
産業用ロボット特別教育 (3日)		●			●				●				36,500 円	40,000 円	昼食 2日分	
酸欠特別教育 (1日)						9						27	8,700 円	11,700 円		
雇入時(新入者)安全衛生教育 (1日)	14												7,600 円	10,600 円		
安全管理者選任時研修会 (2日)	11,12			4,5			3,4			10,11			19,000 円	22,000 円	昼食 2日分	
安全衛生推進者養成講習 (2日)			●				13,14					2,3	15,400 円	1,430 円	昼食代 2日分 1,000 円	合計 17,830 円
衛生推進者養成講習 (1日)									22				8,250 円	1,100 円	昼食代 500 円	合計 9,850 円
職長等安全衛生教育 (2日)	18,19	30,31	●	26,27		7,8	3,4	21,22		18,19		9,10	14,000 円	17,000 円	昼食 2日分	
職長・安全衛生責任者教育 (2日)				26,27				21,22					19,000 円	22,000 円	昼食 2日分	
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 (1日)				21								21	8,600 円	11,600 円		
有機溶剤業務従事者労働衛生教育 (1日)			2							19			8,600 円	11,600 円		
騒音作業従事者労働衛生教育 (1日)							31						7,000 円	10,000 円		
衛生管理受験準備勉強会 (2日)	6,7		6,7		2,3		27,28			12,13			19,500 円	22,500 円		
危険予知訓練 1日研修会 (中防災主催) (1日)		19		22		27		16		31		24	16,830 円	18,700 円		

備考 1. 上記枠内は日付を示します。会場等の都合により日程を変更する場合があります。 2. テキストは改訂により価格変更をすることがありますのでご了承ください。 3. ●は日程が決定次第掲載いたします。





# 令和3年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

## 1 死亡災害の発生状況

愛知県内の死亡災害は年間40人台を中心に推移していたが、令和3年は25人と令和2年の半数となり過去最少となった。

業種別分類では製造業で令和2年比1件の増加であったが、建設業、陸上貨物運送業においては過去最少となった。

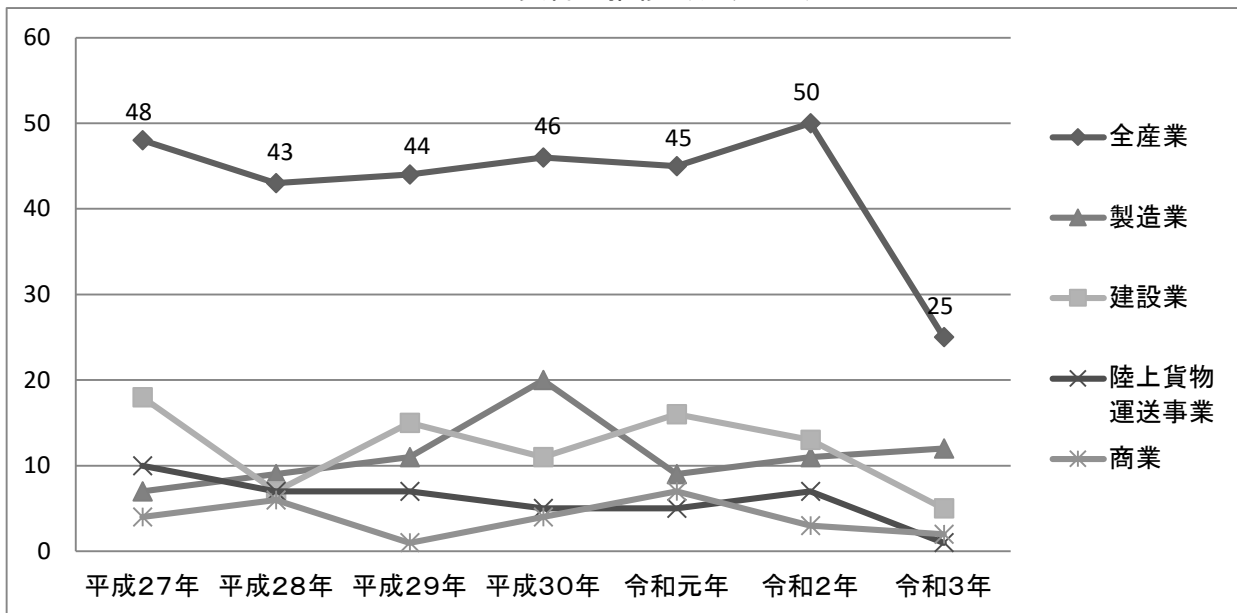
【表1、グラフ1】

(表1)

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
死亡災害	全産業	48	43	44	46	45	50	25
	製造業	7	9	11	20	9	11	12
	建設業	18	7	15	10	16	13	5
	陸上貨物運送事業	10	7	7	4	5	7	1
	商業	4	6	1	4	7	3	2

(令和3年は、令和4年1月11日現在速報値で未確定、平成27～令和2年は確定値)

死亡災害の推移（グラフ1）

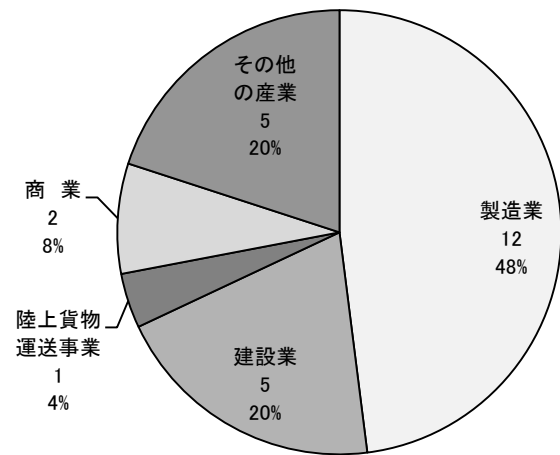


## 2 業種別死亡災害発生状況

～製造業で増加したが、他の業種で減少～

	令和3年 (速報値)	令和2年 (確定値)
製造業	12	11
建設業	5	13
陸上貨物 運送事業	1	7
商業	2	3
その他 の産業	5	16
合計	25	50

令和3年 業種別死亡災害発生状況 (表2)



令和3年 業種別死亡災害発生状況 (グラフ2)

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業が最も割合が高く48%を占め、次いで建設業が20%となっており、これら2つの業種で全体の68%を占めている。

## 3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、交通事故で64%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
墜落・転落	6		4		
はさまれ・巻き込まれ	5	5			
交通事故(道路)	5	1		1	2
倒壊・崩壊	2	1	1		
激突され	2	1			
有害物等との接触	1	1			
感電	1	1			
おぼれ	1	1			
その他	2	1			
合計	25	12	5	1	2

令和3年 事故の型別死亡災害発生状況 (表3)

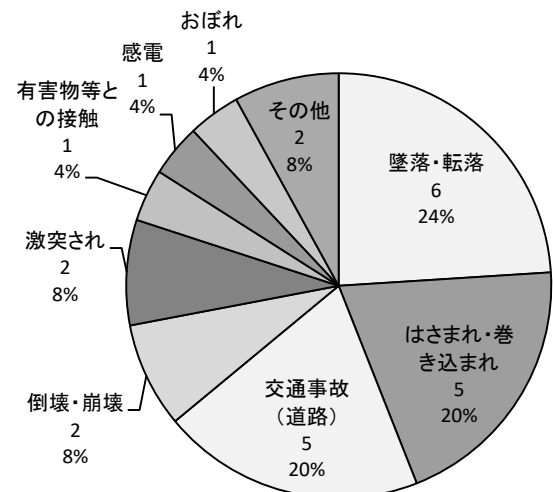
事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、墜落・転落が最も多く24%を占め、次いで、はさまれ・巻き込まれ並びに交通事故(道路)が20%を占め、これら3つの事故の型で全体の64%を占めている。

製造業では、はさまれ・巻き込まれが最も多くを占めており、令和2年の3人から7割増加した。

建設業では、墜落・転落が最も多くを占めており、令和2年の2人から倍増したものの、これ以外は倒壊・崩壊の1人のみであった。

陸上貨物運送事業では、交通事故(道路)の1人が唯一の発生であり令和2年と比較すると大幅に減少した。

商業は、交通事故(道路)の2人が唯一の発生となっている。



令和3年 事故の型別死亡災害発生状況 (グラフ3)

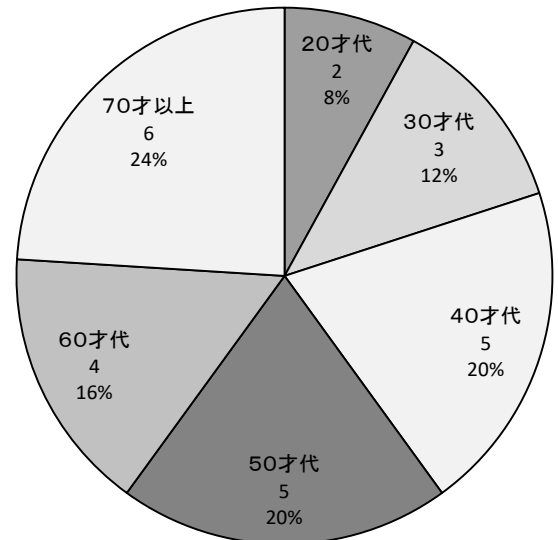
## 4 年齢別死亡災害発生状況

～70才以上が最多の24%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
19才未満					
20才代	2	1			
30才代	3	2	1		
40才代	5	3	1		1
50才代	5	4	1		
60才代	4	1	2	1	
70才以上	6	1			1
合計	25	12	5	1	2

令和3年 年齢別死亡災害発生状況（表4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、70才以上が最も多く全体の24%を占め、次いで40才代並びに50才代が20%を占めている。  
40才以上でみると全体の80%を占めている。



令和3年 年齢別死亡災害発生状況（グラフ4）

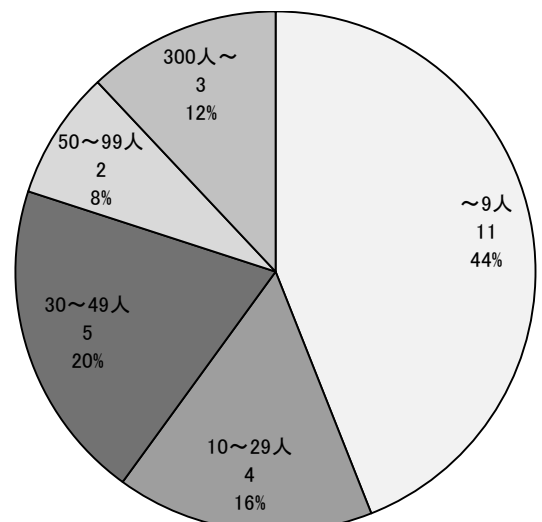
## 5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で80%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1～9人	11	3	5	1	1
10～29人	4				1
30～49人	5	4			
50～99人	2	2			
100～299人					
300人以上	3	3			
不明					
合計	25	12	5	1	2

令和3年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）

事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の80%を占めている。特に事業場規模10人未満においては全体の44%を占めている。



令和3年 事業場規模別死亡災害発生状況(グラフ5)

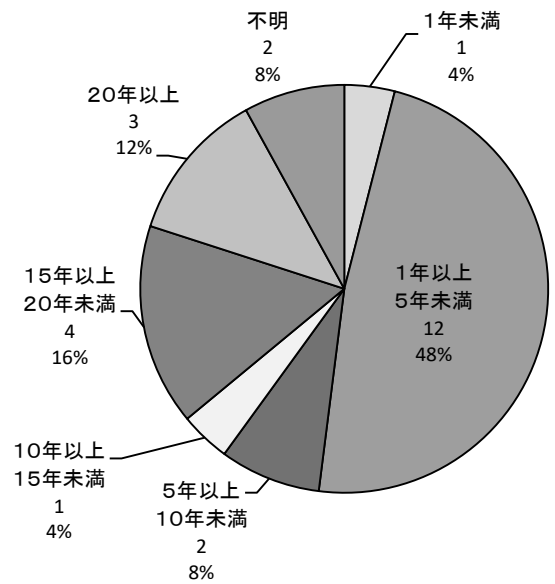
## 6 経験別の死亡災害発生状況

～経験年数5年未満で52%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1年未満	1	1			
1年以上5年未満	12	5	1	1	1
5年以上10年未満	2	1	1		
10年以上15年未満	1		1		
15年以上20年未満	4	3			1
20年以上	3	2	1		
不明	2		1		
合計	25	12	5	1	2

令和3年 経験別死亡災害発生状況（表6）

経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数1年以上5年未満が最も多くを占めている。特に、経験年数5年未満の発生率が全体の52%を占めている。

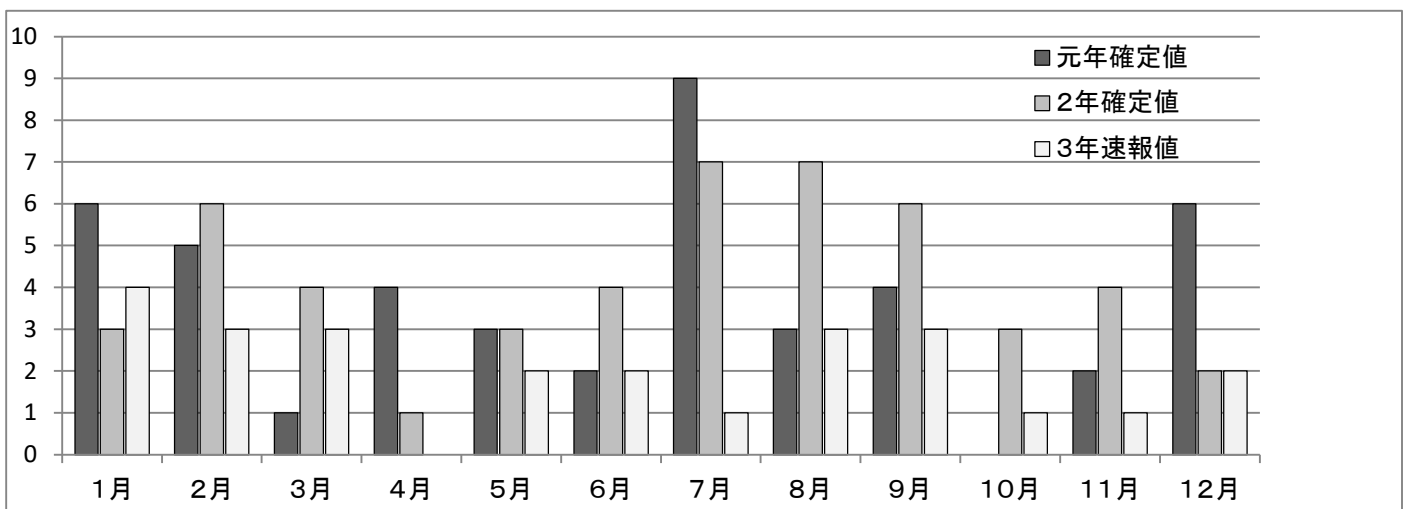


令和3年 経験別死亡災害発生状況（グラフ6）

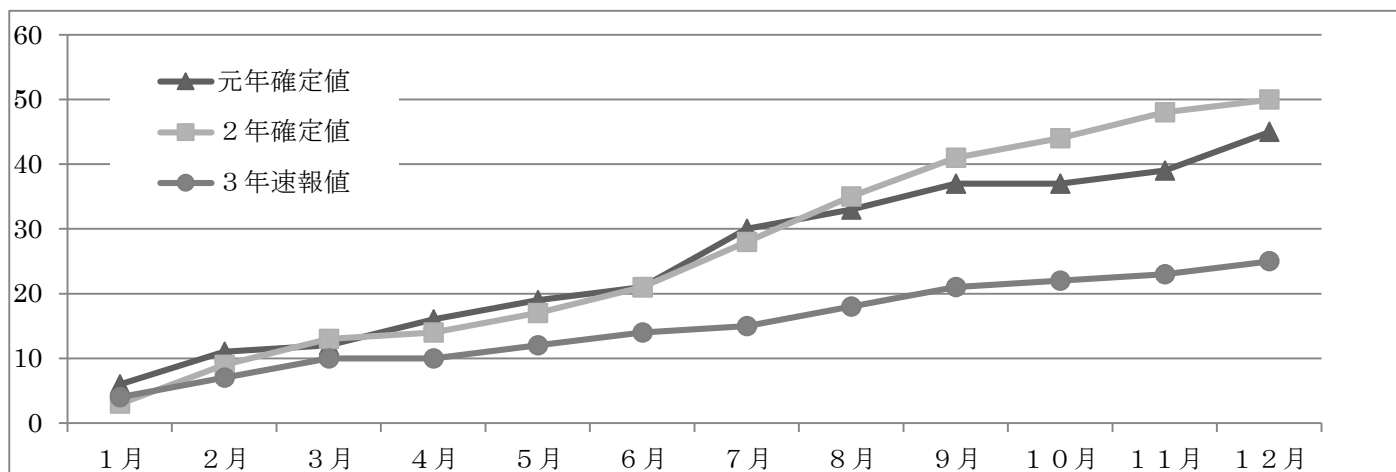
## 7 月別の死亡災害発生状況

～1月が4人と最も多く発生した～

（グラフ7-1）



(グラフ7-2)



## まとめ

愛知労働局が策定した第13次労働災害防止推進計画（平成30年度～令和4年度）では、死亡者数を令和4年までの早期に40人を下回り、さらなる減少を目指すことを目標のひとつとしたところである。

令和3年の死亡災害は、令和4年1月11日現在の速報値が25人と目標を大幅に下回っており、愛知労働局では、今後さらなる減少を目指すために、リスクアセスメントの推進・定着を強力に推進することとしている。

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R3.8.10. 2021 11:00	崩壊・倒壊 その他の装置・設備	集塵機の組付け作業中、サイクロンを取り付けるために集塵機の上を取り外していたところ、集塵機に取り付けられていた取付板（約270kg）が倒れてきて、取付板を押えていた被災者が下敷きとなった。 取付板は集塵機本体にボルトで仮止めされていたが、倒れた時には組付け作業の都合でボルトが全て外されていた。
事業場規模 9名以下 業種 一般機械器具製造業 60代 溶接工 経年 0年		
R3.11.25. 2021 10:50	はさまれ・巻き込まれ 産業用ロボット	自動車部品製造工程において、溶接用ロボットが異常を起こして停止していたため原因を確認していたところ、突然ロボットが動き出し首付近をはさまれた。
事業場規模 300～499名 業種 輸送用機械等製造業 40代 機械工 経年 1年		
R3.12.9. 2021 14:25	激突され 立木等	牧場内の道で倒れているところを発見された。状況から、道脇の斜面に自生している立木をチェーンソーを用いて伐採していたが、倒れなかったため放置して付近で他の作業をしていたところ、当該立木が倒れて激突したものと推定されている。
事業場規模 10～29名 業種 畜産・水産業 70代 作業者 経年 年		
R3.12.29. 2021 0:00	墜落・転落 建築物・構築物	解体工事中にスレート屋根を踏み抜いて墜落したとみられる(詳細確認中)
事業場規模 9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 50代 解体工 経年 年		

# 令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和3年12月末現在

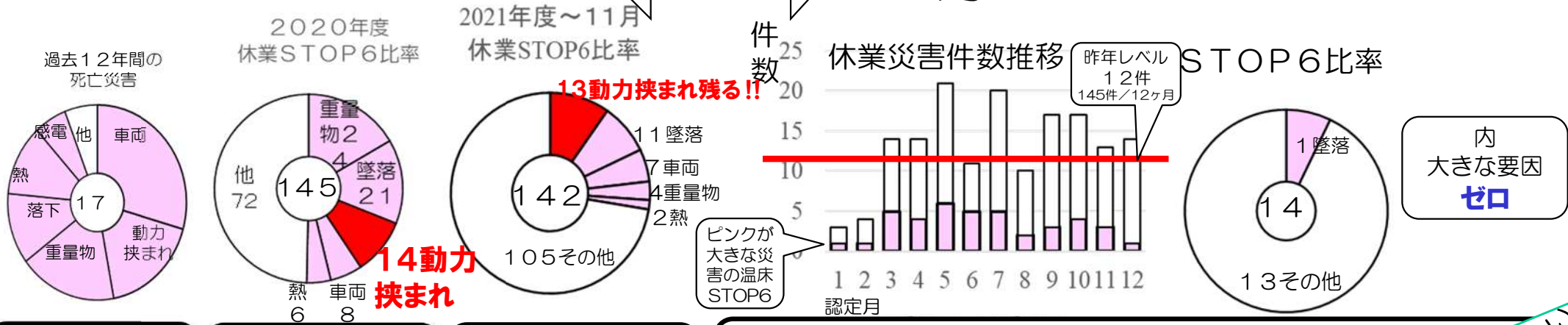
業 種		年 別		増 減			
		令和3年	令和2年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		60		54		+6	+11.1%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4		7		-3	-42.9%
	織 維 工 業	2		2		0	0.0%
	鉄 鋼 業	18		6		+12	+200.0%
	金 属 製 品	2		7		-5	-71.4%
	一 般 機 械 器 具	10		5		+5	+100.0%
	輸 送 機 械 製 造	13		14		-1	-7.1%
	上 記 以 外 の 製 造 業	11		13		-2	-15.4%
建 設 業		17		13		+4	+30.8%
建 設 業	土 木 工 事 業	3		5		-2	-40.0%
	建 築 工 事 業	11		7		+4	+57.1%
	そ の 他 の 建 設 業	3		1		+2	+200.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		10		9		+1	+11.1%
小 売 業		19		14	1	+5	+35.7%
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	16		11	1	+5	+45.5%
通 信 業		2		6	1	-4	-66.7%
社 会 福 祉 施 設		12		7		+5	+71.4%
飲 食 店		4		5		-1	-20.0%
清 掃 ・ と 畜 業		7		9		-2	-22.2%
上 記 以 外 の 事 業		25		19	1	+6	+31.6%
合 計		156	0	136	3	+20	+14.7%



# 分析 西尾管内から大きな災害をださない



比較した過去 ← → 12月



ピンク6要因で94%  
\*警戒すべきとして以下STOP6と称す

◇STOP6比率50%  
◇大きな要因14件  
◇死亡2件

◇STOP6 37件 比率26%  
◇大きな要因 8件  
◇死亡 0件

STOP6は1件 比率は昨年50%⇒今年26%⇒12月7%  
大きな要因の災害もゼロ 動力挟まれ災害もゼロ

**非常に良い**

**危険源 (2021年1～11月)** 上記大きな要因8件から抽出

- <動力挟まれ>・コンベアーモーター部チェーン 推力未記入  
・破碎機 排出コンベアーのリターンローラー  
・NC旋盤 主軸ベルト
- <墜落>・NC旋盤内タレットとチャック 推力未記入  
・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m  
・工場内パレットラック 高さ3m
- <車両>・フォークリフト運搬の2段積みパレット  
・フォークリフト本体 重量3ton

**危険源 (12月)** ※大きな要因から抽出

なし

後半の目標 (2021年10～12月) \*災害管理は1-12  
【結果系】2013年度以来8年ぶりの**2021年度死亡災害ゼロ**達成  
【活動系】重点は動力挟まれ/巻き込まれ防止  
災害が起こっていない今、まずは**動力挟まれ防止を**  
【危険源】【作業】【マネジメント】で説明しきってください

◇大きな災害要因STOP6(温床)比率が、  
①昨年の半数から今年は約1/4へ向上  
更に②12月は初めて1桁台に  
◇温床減少で発生確率減少⇒8年ぶり死亡災害ゼロ達成  
お疲れ様でした。  
2022年度は危険源マップ案件の全てに対し  
【危険源】【作業】【マネジメント】で説明責任を果たす  
ことを目指しましょう。